

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第28 準備書面

(原告らの被爆地点等)

2018（平成30）年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面別紙地図は、国土地理院発行の5万分の1の地図に、原爆投下当時の行政区画を書き込み、さらに（死亡により訴えを取り下げることとなった原告番号市3及び市15を除く）原告ら86名の被爆地点を図示したものである。

なお、同地図内の赤色の実線が宇田雨域の大雨地域の、赤色の破線が宇田雨域の小雨地域の境界をそれぞれ示している。加えて、現行の第一種健康診断特例区域に指定されている地域は下記のとおりであるところ、同地図内に各地域名とその範囲を図示したものである。

#### 記

- 1 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
- 2 広島県佐伯郡
  - (1) 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
  - (2) 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
  - (3) 石内村
  - (4) 八幡村のうち、利松、口和田及び高井
- 3 広島県安佐郡
  - (1) 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
  - (2) 日浦村のうち、毛木二
  - (3) 戸山村
  - (4) 安村のうち、長楽寺及び高取
  - (5) 伴村

以上